

# 門司警察署の交通指導取締り指針

次の路線、地域、時間帯を重点に交通指導取締り活動を推進します。

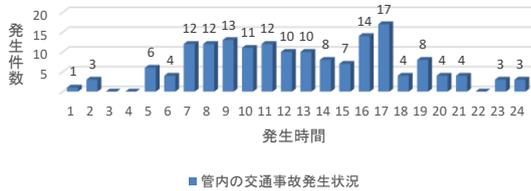
なお、飲酒運転にあつては、県警察の重点目標である「飲酒運転の撲滅」に向けて、管内全域で、時間帯に拘わらず、交通指導取締りを強化しています。

※ 重点以外の交通違反、取締り路線、地域、時間帯であっても、運転者の遵法精神を喚起するための交通指導取締りをランダムに取り入れることで、交通事故の抑止を目指します。

## 速度超過の取締り重点

	路線・地域	時間帯	規制速度
速度超過	国道3号	午前7時から午前10時 午後0時から午後6時	40～50km/h
	国道199号	午前6時から午前10時 午後0時から午後5時	50km/h
	県道門司行橋線	午後1時から午後21時	50km/h
	松ヶ江交番管内	午前7時から午前10時 午後5時から午後8時	50km/h

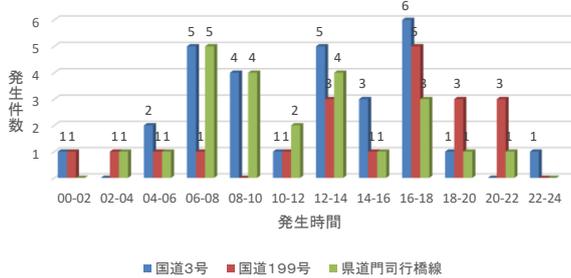
## 管内の交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由



### 交通事故発生状況

- 門司警察署管内では、午後4時から午後6時にかけて最も多く交通事故が発生しており、全体として早朝から薄暮時間帯まで満遍なく交通事故が発生しています。
- 事故多発路線は国道3号、国道199号、県道門司行橋線で、上記3路線で管内の交通事故全体の約45%が発生しています。
- 事故多発地域としては、松ヶ江南校区で事故が多発しています。

### 路線等別交通事故発生状況



### 重点路線等の選定理由

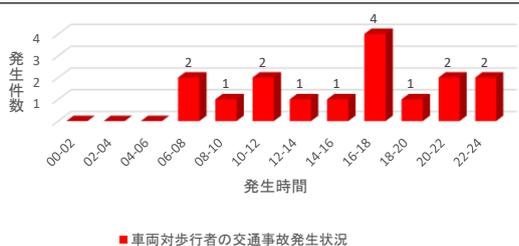
- 重点路線  
国道3号、国道199号及び県道門司行橋線は管内の主要道路で人車ともに通行量が多く、速度超過に起因する事故が発生すれば大事故へつながることから、速度超過の取締り重点路線とします。
- 重点地域  
上記重点地区は幹線道路や産業道路が通り、大型車両の通行も多いことから重点地域とします。

※ 児童、高齢者の安全な通行を確保するため管内の通学路、生活道路においても取締りを強化します。

## 横断歩行者等妨害等の取締り重点

	路線・地域	時間帯
横断歩行者等妨害等	西門司交番管内	午前6時から午前10時 午後4時から午後8時
	大里交番管内	午前6時から午前10時 午後4時から午後8時

## 車両対歩行者による交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由



### 重点路線等の選定理由

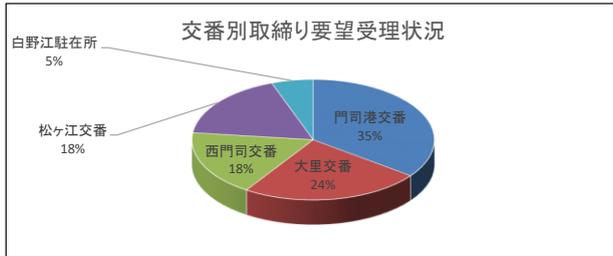
- 門司警察署管内では、早朝と薄暮から夜間にかけて車両対歩行者の交通事故が多発しています。
- 事故類型別で見ると、横断歩道横断中による事故が最も多く発生しています。
- 事故多発地域としては、大里交番、西門司交番管内です。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

## 駐車関連違反の取締り重点

	路線・地域	時間帯	取締り罪種
駐車関連違反	大里交番管内 西門司交番管内	午前9時から午後5時	放置駐（停）車違反
	門司港交番管内	午前9時から午後5時	放置駐車違反 非放置駐（停）車違反

### 駐車関連違反取締り要望受理状況及び重点路線等の選定理由



#### 重点路線等の選定理由

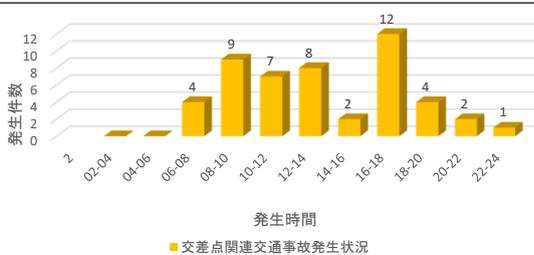
- 大里交番管内には、商店街周辺及び住宅街における路上駐車台数が多いため重点地域とします。
- 門司港交番管内には商店街があり、パーキングメーターの時間超過による駐車違反車両が多く、商店街及び観光施設周辺における駐車違反の取締り要望が多く寄せられているため重点地域とします。
- 西門司交番管内には、住宅及び団地が密集しており周辺道路において慢性的な青空駐車がため重点地域とします。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

## 信号無視・指定場所一時不停止違反の取締り重点

	路線・地域	時間帯	取締り罪種
交差点関連違反	国道199号 県道門司・行橋線 松ヶ江交番管内	午前8時から午前10時 午後0時から午後8時	信号無視
	国道3号 大里交番管内	午前8時から午前10時 午後0時から午後8時	指定場所一時不停止

### 交差点関連事故の発生状況及び重点路線等の選定理由



#### 重点路線等の選定理由

- 門司港、大里、松ヶ江交番管内、また、管内の主要路線では、国道3号、国道199号、県道門司行橋線等、午前から薄暮時間帯にかけて交差点関連の交通事故が多発しています。
- 事故類型で見ると出合頭の事故が多く発生しています。
- 交差点関連事故が発生すれば重大事故に発展するおそれがあるため、重点地区及び重点路線とします。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

上記以外にも、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを管内全域で実施しています。



- 【重点対策路線・地域】**
- 速度超過 ～ 国道3号、国道199号、県道門司行橋線、松ヶ江交番管内
  - 横断歩行者等妨害等 ～ 西門司交番管内、大里交番管内
  - 駐車関連違反 ～ 大里交番管内、門司港交番管内、西門司交番管内
  - 信号無視等 ～ 国道3号、国道199号、県道門司行橋線、大里交番管内